

第90号議案 長崎市民会館条例の一部を改正する条例

<目次>

	(ページ)
1 条例改正の概要	1 ~ 3
2 今後のスケジュール	3
3 新旧対照表	4 ~ 15
【参考】各施設の利用状況	16

教育委員会
市民生活部
令和2年6月



1 条例改正の概要

(1) 改正理由

市民会館内の各施設における会議室などの貸室については、午前枠、午後枠、夜間枠というように、枠時間単位ごとの利用許可となっている。

利用の実態を見ると規定の枠時間よりも短い時間での利用が見受けられることから、1時間単位での利用許可もできるようにすることで、利用者の実態に応じた費用負担と施設の有効活用を図る。

併せて、市民会館内の施設である市民体育館トレーニング室については、現在、休室時間としている正午から午後1時についても利用可能とし、利用者の利便性の向上を図るため、長崎市民会館条例の一部を改正するもの。

(2) 改正内容

ア 会議室等の貸室の1時間単位での利用許可に係る規定の整備

現行の「午前9時から正午まで」、「午後1時から午後5時まで」及び「午後6時から午後9時まで」の各利用料金額を、それぞれの枠の時間で除した金額を1時間単位の利用許可とする際の利用料金とする。

なお、今回利用許可単位を見直す施設は、一つの施設において、一つの団体単位で利用許可を行う施設とし、文化ホール、市民体育館競技場及び卓球室など1日単位での利用が多い施設や、一つの施設において分割して複数単位の団体の利用許可を行う施設については見直しの対象外とする。

【対象施設】

施設名	貸室名	施設名	貸室名
中央公民館	第1～第6研修室	文化ホール	リハーサル室
	視聴覚室		音楽室
	調理実習室		大会議室
	室内楽室		第1～第10会議室
	和室		小会議室
	体育室		和室
	工作室		
市民体育館	軽スポーツ室	男女共同参画推進センター	会議室1～4
			研修室1～2
			和室

【対象外とした施設】

施設名	貸室名	施設名	貸室名
市民体育館	競技場	文化ホール	ホール
	卓球室		展示ホール

【具体例】文化ホール第1会議室

午前9時から正午まで 1,990円 → 1時間あたり 1,990円 ÷ 3時間 = 663円

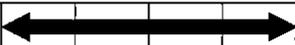
午後1時から午後5時まで 2,660円 → 1時間あたり 2,660円 ÷ 4時間 = 665円

午後6時から午後9時まで 2,660円 → 1時間あたり 2,660円 ÷ 3時間 = 886円

(1円未満切り捨て)

単位：円

9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00

【現行】 枠時間単位	1,990	※	2,660	※	2,660
	4,650				
				5,320	
	7,310				
【改正後追加】	1時間あたり 663	※	1時間あたり 665	※	1時間あたり 886
例1) 9時半から11時半まで利用する場合	 現行 1,990円 改正後 663円 × 2時間 = 1,326円 差額 664円				
例2) 10時から15時まで利用する場合	 現行 1,990円 + 2,660円 = 4,650円 改正後 663円 × 2時間 + 665円 × 2時間 = 2,656円 差額 1,994円				
例3) 12時から16時まで利用する場合	 現行 663円 (※) + 2,660円 = 3,323円 改正後 663円 (※) + 665円 × 3時間 = 2,658円 差額 665円				

※12時から13時、17時から18時については、長崎市民会館条例施行規則に定める利用時間超過の利用料金による。

イ 市民体育館トレーニング室の利用時間の延長に係る規定の整備

現在は、ランニングマシンなどトレーニング機器の連続使用による故障防止やメンテナンスを行うため、正午から午後1時までの1時間を休室としているが、開室時間中に順次利用停止時間を設定し、メンテナンスを行うなどの工夫を行い、正午から午後1時までの1時間も開室時間とする。

単位：円

10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00

【現行】 当日券（1人につき） 高等学校の生徒		188円	/	188円	188円	/	
一般		356円	/	356円	356円	356円	356円
【改正後】 当日券（1人2時間につき） 高等学校の生徒		188円				/	
一般							356円
【参考・会員券】 （1人1月につき） 高等学校の生徒		1,215円				/	
一般							2,440円
例1) 11時から利 用する場合	現行	↔		/			
	改正後	↔↔↔					
例2) 16時から利 用する場合	現行		/		↔		
	改正後				↔↔↔		

(3) 施行期日

令和3年4月1日

2 今後のスケジュール

令和2年6月

条例改正（長崎市民会館条例、長崎市公民館条例）

補正予算（市民会館、北公民館にかかる公共施設案内・予約システム
改修費）

令和2年7月～12月

公共施設案内・予約システム改修

市民への周知

令和3年2月

公共施設案内・予約システムによる予約受付開始

令和3年4月

条例施行

3 長崎市民会館条例 新旧対照表 (抜粋)

現行	改正案
<p>○長崎市民会館条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年 3月20日 条例第1号</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)は、前条第1項第1号に規定する文化ホール(別表第1において「文化ホール」という。)にあつては別表第1に掲げる額を、同項第2号に規定する市民体育館(別表第2において「市民体育館」という。)にあつては別表第2に掲げる額を、中央公民館にあつては別表第3に掲げる額を、男女共同参画推進センターにあつては別表第4に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p>	<p>○長崎市民会館条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年 3月20日 条例第1号</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)は、前条第1項第1号に規定する文化ホール(別表第1において「文化ホール」という。)にあつては別表第1に掲げる額を、同項第2号に規定する市民体育館(別表第2において「市民体育館」という。)にあつては別表第2に掲げる額を、中央公民館にあつては別表第3に掲げる額を、男女共同参画推進センターにあつては別表第4に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p>

3～4 略

第9条～第24条 略

別表第1（第8条関係）

文化ホールの利用に係る基準額

(1) 略

(2) ホール以外を利用する場合

種別	午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後6時から 午後9時まで	
	円	円	円	円	円	円
展示ホール	3,624	4,840	4,840	8,464	9,680	13,304
リハーサル室	534	722	722	1,256	1,444	1,978
音楽室	2,137	2,860	2,860	4,997	5,720	7,857
大会議室	1,581	2,105	2,105	3,686	4,210	5,791
第1会議室	1,990	2,660	2,660	4,650	5,320	7,310
第2会議室	1,676	2,241	2,241	3,917	4,482	6,158
第3会議室	796	1,058	1,058	1,854	2,116	2,912

3～4 略

第9条～第24条 略

別表第1（第8条関係）

文化ホールの利用に係る基準額

(1) 略

(2) ホール以外を利用する場合

種別	午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後6時から 午後9時まで		午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
	円	円	円	円	円	円			
展示ホール	3,624		4,840		4,840		8,464	9,680	13,304
リハーサル室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 178	4時間 未満の 場合	1時間 につき 180	3時間 未満の 場合	1時間 につき 240	1,256	1,444	1,978
	3時間 の場合	534	4時間 の場合	722	3時間 の場合	722			
音楽室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 712	4時間 未満の 場合	1時間 につき 715	3時間 未満の 場合	1時間 につき 953	4,997	5,720	7,857
	3時間 の場合	2,137	4時間 の場合	2,860	3時間 の場合	2,860			
大会議室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 527	4時間 未満の 場合	1時間 につき 526	3時間 未満の 場合	1時間 につき 701	3,686	4,210	5,791

第4会議室	995	1,330	1,330	2,325	2,660	3,655
第5会議室	785	1,047	1,047	1,832	2,094	2,879
第6会議室	995	1,330	1,330	2,325	2,660	3,655
第7会議室	796	1,058	1,058	1,854	2,116	2,912
第8会議室	859	1,079	1,079	1,938	2,158	3,017
第9会議室	880	1,173	1,173	2,053	2,346	3,226
第10会議室	1,760	2,357	2,357	4,117	4,714	6,474
小会議室	429	544	544	973	1,088	1,517
和室(1室につき)	942	1,257	1,257	2,199	2,514	3,456

	3時間 の場合	1,581	4時間 の場合	2,105	3時間 の場合	2,105			
第1会議室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 663	4時間 未満の 場合	1時間 につき 665	3時間 未満の 場合	1時間 につき 886	4,650	5,320	7,310
	3時間 の場合	1,990	4時間 の場合	2,660	3時間 の場合	2,660			
第2会議室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 558	4時間 未満の 場合	1時間 につき 560	3時間 未満の 場合	1時間 につき 747	3,917	4,482	6,158
	3時間 の場合	1,676	4時間 の場合	2,241	3時間 の場合	2,241			
第3会議室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 265	4時間 未満の 場合	1時間 につき 264	3時間 未満の 場合	1時間 につき 352	1,854	2,116	2,912
	3時間 の場合	796	4時間 の場合	1,058	3時間 の場合	1,058			
第4会議室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 331	4時間 未満の 場合	1時間 につき 332	3時間 未満の 場合	1時間 につき 443	2,325	2,660	3,655
	3時間 の場合	995	4時間 の場合	1,330	3時間 の場合	1,330			
第5会議室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 261	4時間 未満の 場合	1時間 につき 261	3時間 未満の 場合	1時間 につき 349	1,832	2,094	2,879
	3時間 の場合	785	4時間 の場合	1,047	3時間 の場合	1,047			
第6会議室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 331	4時間 未満の 場合	1時間 につき 332	3時間 未満の 場合	1時間 につき 443	2,325	2,660	3,655
	3時間 の場合	995	4時間 の場合	1,330	3時間 の場合	1,330			
第7会議室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 265	4時間 未満の 場合	1時間 につき 264	3時間 未満の 場合	1時間 につき 352	1,854	2,116	2,912

	3時間 の場合	796	4時間 の場合	1,058	3時間 の場合	1,058			
第8会議室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 286	4時間 未満の 場合	1時間 につき 269	3時間 未満の 場合	1時間 につき 359	1,938	2,158	3,017
	3時間 の場合	859	4時間 の場合	1,079	3時間 の場合	1,079			
第9会議室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 293	4時間 未満の 場合	1時間 につき 293	3時間 未満の 場合	1時間 につき 391	2,053	2,346	3,226
	3時間 の場合	880	4時間 の場合	1,173	3時間 の場合	1,173			
第10会議室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 586	4時間 未満の 場合	1時間 につき 589	3時間 未満の 場合	1時間 につき 785	4,117	4,714	6,474
	3時間 の場合	1,760	4時間 の場合	2,357	3時間 の場合	2,357			
小会議室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 143	4時間 未満の 場合	1時間 につき 136	3時間 未満の 場合	1時間 につき 181	973	1,088	1,517
	3時間 の場合	429	4時間 の場合	544	3時間 の場合	544			
和室（1室に つき）	3時間 未満の 場合	1時間 につき 314	4時間 未満の 場合	1時間 につき 314	3時間 未満の 場合	1時間 につき 419	2,199	2,514	3,456
	3時間 の場合	942	4時間 の場合	1,257	3時間 の場合	1,257			

備考

- 1 「ホール」とは、観客席、舞台、楽屋及びホワイエをいう。

備考

- 1 「ホール」とは、観客席、舞台、楽屋及びホワイエをいう。

- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 4 第1号の表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、同表に掲げる金額（備考3の適用があるときは、当該適用後の金額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 5 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

別表第2（第8条関係）

市民体育館の利用に係る基準額

(1) 専用利用する場合

種別				利用時間		
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
競	アマチュ	入場料等	平日	円	円	円
技	アスポー	を徴収し		3,080	4,756	6,421

- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 4 第1号の表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、同表に掲げる金額（備考3の適用があるときは、当該適用後の金額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 5 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。
- 6 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

別表第2（第8条関係）

市民体育館の利用に係る基準額

(1) 専用利用する場合

種別				利用時間		
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
競	アマチュ	入場料等	平日	円	円	円
技	アスポー	を徴収し		3,080	4,756	6,421

場	ツに利用 する場合	ない場合	土曜日、日曜日 又は休日	4,756	6,296	7,836
		入場料等 を徴収す る場合	平日	24,985	34,854	44,859
アマチュ アスポー ツ以外に 利用する 場合	入場料等 を徴収す る場合	ない場合	土曜日、日曜日 又は休日	31,166	39,505	47,719
		ない場合	平日	24,985	34,854	44,859
利用する 場合	入場料等 を徴収す る場合	ない場合	土曜日、日曜日 又は休日	31,166	39,505	47,719
		ない場合	平日	31,166	42,837	54,381
軽スポーツ室（1室につ き）			平日	1,770	2,378	2,964
			土曜日、日曜日 又は休日	2,126	2,849	3,561

場	ツに利用 する場合	ない場合	土曜日、日 曜日又は休 日	4,756	6,296	7,836			
		入場料等 を徴収す る場合	平日	24,985	34,854	44,859			
アマチュ アスポー ツ以外に 利用する 場合	入場料等 を徴収す る場合	ない場合	土曜日、日 曜日又は休 日	31,166	39,505	47,719			
		ない場合	平日	24,985	34,854	44,859			
利用する 場合	入場料等 を徴収す る場合	ない場合	土曜日、日 曜日又は休 日	31,166	39,505	47,719			
		ない場合	平日	31,166	42,837	54,381			
軽スポーツ室（1室につ き）			平日	31,166	42,837	54,381			
			土曜日、日 曜日又は休 日	39,023	50,809	64,020			
			平日	3時間 未満の 場合	1時間 につき 590	4時間 未満の 場合	1時間 につき 594	3時間 未満の 場合	1時間 につき 988
			3時間 の場合	1,770	4時間 の場合	2,378	3時間 の場合	2,964	
土曜日、日 曜日又は休 日	3時間 未満の 場合	1時間 につき 708	4時間 未満の 場合	1時間 につき 712	3時間 未満の 場合	1時間 につき 1,187			
							3時間	2,126	4時間

備考

- 1 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、市民体育館に入館する者から金銭を受領することをいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 3 アマチュアスポーツ以外に利用する場合で入場料等を徴収する場合は、この表に掲げる金額に、入場料等の1人当たり最高額の100人分を加算した額とする。
- 4 軽スポーツ室を利用する場合で営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 5 利用時間を超過して利用する場合及び競技場又は軽スポーツ室を部分的に利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。
- 6 競技場を利用する場合において、この表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用するときの金額は、この表に掲げる金額（備考3の適用があるときは、当該適用後の金額）の4割に相当する額とする。

	日	の場合		の場合		の場合	
--	---	-----	--	-----	--	-----	--

備考

- 1 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、市民体育館に入館する者から金銭を受領することをいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 3 アマチュアスポーツ以外に利用する場合で入場料等を徴収する場合は、この表に掲げる金額に、入場料等の1人当たり最高額の100人分を加算した額とする。
- 4 軽スポーツ室を利用する場合で営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 5 利用時間を超過して利用する場合及び競技場又は軽スポーツ室を部分的に利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。
- 6 競技場を利用する場合において、この表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用するときの金額は、この表に掲げる金額（備考3の適用があるときは、当該適用後の金額）の4割に相当する額とする。
- 7 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算す

(2) (略)

(3) トレーニング室を利用する場合

種別	利用時間	午前10時	午後1時か	午後3時か	午後5時か	午後7時か	
		から正午 まで	ら午後3時 まで	ら午後5時 まで	ら午後7時 まで	ら午後9時 まで	
当日券 (1人 につき)	高等学校 の生徒	円 188	円 188	円 188	/	/	
	一般	356	356	356	356円	356円	
会員券 (1人 1月につき)	高等学校 の生徒	1,215円				/	/
	一般						2,440円

(4) (略)

別表第3 (第8条関係)

中央公民館の利用に係る基準額

種別	利用時間	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から
		正午まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
第1研修室	円	円	円	円	円	円	円
		628	838	838	1,466	1,676	2,304
第2研修室		796	1,058	1,058	1,854	2,116	2,912

る。

(2) (略)

(3) トレーニング室を利用する場合

種別	利用時間	午前10時から午後	午後5時から午後9時
		5時まで	まで
当日券 (1人 2時間につ き)	高等学校の生徒	188円	/
	一般	356円	
会員券 (1人 1月につき)	高等学校の生徒	1,215円	/
	一般	2,440円	

(4) (略)

別表第3 (第8条関係)

中央公民館の利用に係る基準額

種別	利用時間	午前9時から		午後1時から		午後6時から		午前9時から	午後1時から	午前9時から
		正午まで		午後5時まで		午後9時まで		午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
第1研修室		円		円		円		円	円	円
		3時間 未満の 場合	1時間 につき 209	4時間 未満の 場合	1時間 につき 209	3時間 未満の 場合	1時間 につき 279	1,466	1,676	2,304
		3時間 の場合	628	4時間 の場合	838	3時間 の場合	838			

第3研修室	796	1,058	1,058	1,854	2,116	2,912
第4研修室	995	1,330	1,330	2,325	2,660	3,655
第5研修室	796	1,058	1,058	1,854	2,116	2,912
第6研修室	796	1,058	1,058	1,854	2,116	2,912
視聴覚室	2,650	3,530	3,530	6,180	7,060	9,710
調理実習室	1,760	2,346	2,346	4,106	4,692	6,452
室内楽室	880	1,173	1,173	2,053	2,346	3,226
和室	1,236	1,655	1,655	2,891	3,310	4,546
体育室	1,351	1,801	1,801	3,152	3,602	4,953
工作室	1,058	1,414	1,414	2,472	2,828	3,886

第2研修室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 265	4時間 未満の 場合	1時間 につき 264	3時間 未満の 場合	1時間 につき 352	1,854	2,116	2,912
	3時間 の場合	796	4時間 の場合	1,058	3時間 の場合	1,058			
第3研修室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 265	4時間 未満の 場合	1時間 につき 264	3時間 未満の 場合	1時間 につき 352	1,854	2,116	2,912
	3時間 の場合	796	4時間 の場合	1,058	3時間 の場合	1,058			
第4研修室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 331	4時間 未満の 場合	1時間 につき 332	3時間 未満の 場合	1時間 につき 443	2,325	2,660	3,655
	3時間 の場合	995	4時間 の場合	1,330	3時間 の場合	1,330			
第5研修室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 265	4時間 未満の 場合	1時間 につき 264	3時間 未満の 場合	1時間 につき 352	1,854	2,116	2,912
	3時間 の場合	796	4時間 の場合	1,058	3時間 の場合	1,058			
第6研修室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 265	4時間 未満の 場合	1時間 につき 264	3時間 未満の 場合	1時間 につき 352	1,854	2,116	2,912
	3時間 の場合	796	4時間 の場合	1,058	3時間 の場合	1,058			
視聴覚室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 883	4時間 未満の 場合	1時間 につき 882	3時間 未満の 場合	1時間 につき 1,176	6,180	7,060	9,710
	3時間 の場合	2,650	4時間 の場合	3,530	3時間 の場合	3,530			
調理実習室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 586	4時間 未満の 場合	1時間 につき 586	3時間 未満の 場合	1時間 につき 782	4,106	4,692	6,452
	3時間 の場合	1,760	4時間 の場合	2,346	3時間 の場合	2,346			

室内楽室	3時間未満の場合	1時間につき 293	4時間未満の場合	1時間につき 293	3時間未満の場合	1時間につき 391	2,053	2,346	3,226
	3時間の場合	880	4時間の場合	1,173	3時間の場合	1,173			
和室	3時間未満の場合	1時間につき 412	4時間未満の場合	1時間につき 413	3時間未満の場合	1時間につき 551	2,891	3,310	4,546
	3時間の場合	1,236	4時間の場合	1,655	3時間の場合	1,655			
体育室	3時間未満の場合	1時間につき 450	4時間未満の場合	1時間につき 450	3時間未満の場合	1時間につき 600	3,152	3,602	4,953
	3時間の場合	1,351	4時間の場合	1,801	3時間の場合	1,801			
工作室	3時間未満の場合	1時間につき 352	4時間未満の場合	1時間につき 353	3時間未満の場合	1時間につき 471	2,472	2,828	3,886
	3時間の場合	1,058	4時間の場合	1,414	3時間の場合	1,414			

備考

- 1 ガスを利用する場合は、その実費に相当する額とする。
- 2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

備考

- 1 ガスを利用する場合は、その実費に相当する額とする。
- 2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。
- 4 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数

があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

別表第4 (第8条関係)

男女共同参画推進センターの利用に係る基準額

種別	利用時間	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から
		正午まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
会議室	1	円 859	円 1,141	円 1,141	円 2,000	円 2,282	円 3,141
	2	356	481	481	837	962	1,318
	3	712	942	942	1,654	1,884	2,596
	4	481	639	639	1,120	1,278	1,759
研修室	1	1,634	2,179	2,179	3,813	4,358	5,992
	2	995	1,330	1,330	2,325	2,660	3,655
和室		597	796	796	1,393	1,592	2,189

別表第4 (第8条関係)

男女共同参画推進センターの利用に係る基準額

種別	利用時間	午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後6時から 午後9時まで		午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
会議室	1	3時間未満の場合	1時間につき 286	4時間未満の場合	1時間につき 285	3時間未満の場合	1時間につき 380	2,000	2,282	3,141	
		3時間の場合	859	4時間の場合	1,141	3時間の場合	1,141				
		3時間未満の場合	118	4時間未満の場合	120	3時間未満の場合	160				
		3時間の場合	356	4時間の場合	481	3時間の場合	481				
	2	3時間未満の場合	160	4時間未満の場合	159	3時間未満の場合	213	1,120	1,278	1,759	
		3時間の場合	481	4時間の場合	639	3時間の場合	639				
	3	3時間未満の場合	237	4時間未満の場合	235	3時間未満の場合	314	1,654	1,884	2,596	
		3時間の場合	712	4時間の場合	942	3時間の場合	942				
	4	3時間未満の場合	160	4時間未満の場合	159	3時間未満の場合	213	1,120	1,278	1,759	
		3時間の場合	481	4時間の場合	639	3時間の場合	639				
	研	1	3時間未満の場合	1時間につき 544	4時間未満の場合	1時間につき 544	3時間未満の場合	1時間につき 726	3,813	4,358	5,992

備考

- 1 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 2 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

別表第5（略）

修 室		3時間 の場合	1,634	4時間 の場合	2,179	3時間 の場合	2,179			
	2	3時間 未満の 場合	1時間 につき 331	4時間 未満の 場合	1時間 につき 332	3時間 未満の 場合	1時間 につき 443	2,325	2,660	3,655
		3時間 の場合	995	4時間 の場合	1,330	3時間 の場合	1,330			
	和室	3時間 未満の 場合	1時間 につき 199	4時間 未満の 場合	1時間 につき 199	3時間 未満の 場合	1時間 につき 265	1,393	1,592	2,189
3時間 の場合		597	4時間 の場合	796	3時間 の場合	796				

備考

- 1 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 2 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。
- 3 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

別表第5（略）

【参考】各施設の利用状況（令和元年度）

施設名		利用率	利用者数	
市民 会 館	文化ホール	文化ホール	64.92%	82,955人
		展示ホール	34.94%	8,574人
		会議室等	23.83%	80,649人
	市民体育館	競技場	74.45%	65,214人
		卓球室	46.39%	27,387人
		軽スポーツ室	62.83%	21,276人
		トレーニング室	—	45,863人
中央公民館		36.06%	69,397人	
男女共同参画推進センター		45.52%	48,194人	